令和６年度

南アルプス市
国民健康保険運営協議会会議録

令和７年１月２４日　開会
令和７年１月２４日　閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令 和 6 年 度

南アルプス市国民健康保険運営協議会

1月２４日

令和７年１月南アルプス市国民健康保険運営協議会

令 和 7 年 1 月 2 4 日
午 後 7 時 0 0 分　 開 議
於　南アルプス市役所新館地階第１会議室

１．開会

２．会長あいさつ

３．市長あいさつ

４．議事

諸般の報告

議事録署名委員の指名

議事案件

（１）【諮問】令和７年度国民健康保険税率等について

（２）データヘルス計画に沿った事業の取り組みについて

（３）その他

５．その他

６．閉会

出　席　委　員（１４名）

清　水　栄　男	桐　生　友　明
内　藤　昌　子	海　野　まゆみ
杉　山　寿美江	有　野　守　代
横　内　里　花	戸　澤　英　子
山　本　三重子	齊　藤　和　磨
河　野　裕　樹	塩　谷　　進
小　山　　篤	小　川　朝　樹

欠　席　委　員　（5名）

秋　山　　伝	今　村　幸　治
深　沢　眞　吾	切　刀　秀　樹
切　刀　　仁	

議事録署名委員

内　藤　昌　子	杉　山　寿美江

出　席　者

国保事務局	部　長	横　内　義　浩
	課　長	勝　俣　利　江
		志　村　和　美
		中　丸　哲　也
		小　西　常　夫
		櫻　田　正　人

開会　午後　７時００分

○進行（勝俣課長）

皆さんこんばんは。

まだ数名の方がお見えいただいていませんが、定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回南アルプス市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

初めに挨拶を交わしたいと思いますので、皆さんご起立をお願いします。

相互に礼。ご着席ください。

本日は、夜分お疲れのところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の進行をさせていただきます。国保年金課の課長の勝俣と申します。よろしくお願いいたします。

初めに資料の確認をお願いします。

お手元に、次第、諮問の写し、第 2 回南アルプス市国民健康保険運営協議会資料（資料 No.1）、南アルプス市データヘルス計画に沿った事業の取り組みについて（資料 No.2）、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（資料 No.3）、の 5 点になります。お手元にありますでしょうか。

次に、本日の会議に先立ちまして、欠席者のご報告があります。

名簿が協議会の資料にありますので、ご確認をお願いします。被保険者代表の秋山伝委員さん、公益代表の今村幸治委員さん、保険医代表の深澤眞吾委員さんから欠席をする旨の連絡をいただいております。ここにご報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料に従いまして進めさせていただきます。

次第の 2 になります。

はじめに会長挨拶、有野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。有野会長よろしくお願いいたします。

○会長（有野守代）

皆さんこんばんは。

本日は大変お忙しい中、第 2 回南アルプス市国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、ありがとうございます。

先日、暦の上で大寒が過ぎました。ここ 2,3 日は寒さも少し緩んでいますが、今は 1 年で一番寒いときでございます。

この年末年始にはインフルエンザが過去にない規模で流行し大変な状況がありました。私の身近な人も罹り、医療機関に行きましたが、そこもすごく大変だったと聞きました。今は少し落ち着いてきたというような話も聞いていますが、相変わらず中北地域が、警報レベルだとも聞きます。今後違う型の流行や新型コロナウイルス感染症の流行なども心配されます。やはり日頃から、人混みの中でのマスク着用、こまめな手洗いうがいが大切だなあと思って、心がけていきたいと思っております。

さて、本日は令和 7 年度の国民健康保険税の税率など重要な内容の話になります。どうぞ委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○進行（勝俣課長）

ありがとうございました。

続きまして、金丸市長より挨拶を申し上げます。金丸市長よろしくお願いいたしま

す。

○市長（金丸一元）

はい。皆さんこんばんは。

市長の金丸です。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は公私ご多忙のところを国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃より市政並びに国民健康保険事業の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年 12 月 2 日から健康保険証がマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。本市におきましては、健康保険証の発行終了による影響はありませんでしたが、引き続き、マイナ保険証の利用支援及びマイナンバーカードの普及促進に努め、安心して医療機関を受診していただくため、丁寧な説明と周知を図りたいと考えております。

本日は、来年度の国民健康保険税の税率について諮問をさせていただきます。

現在、県では、所得の増減や医療費の伸びなどを想定いたしまして、令和 7 年度の事業費納付金及び標準保険税率の協議を進めているところであります。

市町村では、この結果を受け、保険税率を決定し、財源の確保に努めることとなります。

本市の国保財政につきましては、健全な状況でありますが、年々加入者が減少し、保険税収も少なくなってきているところであります。

市といたしましては、今後も国や県の動向を注視しながら、被保険者の皆様が安心して医療を受け、健康的な生活を送ることができるよう、国民健康保険事業の健全な運営に努めていきたいと考えております。

委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、本市の国民健康保険事業の運営にお力添えを賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○進行（勝俣課長）

ありがとうございました。

市長につきましては、別の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。

ご了承の程よろしくお願いいたします。

○市長（金丸一元）

はい。

すいません。失礼します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○進行（勝俣課長）

それでは次第の 4、議事に移りたいと思います。

運営協議会規則第 5 条第 1 項の規定により、有野会長に議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○会長（有野守代）

はい。では、始めさせていただきます。

まず、諸般の報告について、事務局から報告願います。

○進行（勝俣課長）

はい、議長。

諸般の報告をいたします。

委員の出席状況について報告をさせていただきます。

南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、会議の成立についてご報告いたします。

本日、19名の委員さんのうち、14名の委員さんが出席をされており、過半数が出席をいただいておりますので、本日の会議が成立したことをご報告いたします。

続きまして、本会議では会議録を作成しております。会議の内容を録音しておりますので、ご意見ご質問等をされる場合は、名前をおっしゃってからご発言くださいますようお願いいたします。

なお、本運営協議会の会議は公開で行うものとされており、運営協議会の開催及び公開については市ホームページで周知をしております。

また、会議の公開は、南アルプス市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を傍聴する希望者に傍聴を認めることとしております。

本日の会議を公開するのにあたり、傍聴者定員5名を周知しておりますが、本日は傍聴希望がおりませんでしたのでここに報告をさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○会長（有野守代）

はい。

では次に、議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行います。

南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっておりますので、会議録署名委員2名を指名します。

会議録署名委員に、内藤昌子委員、杉山寿美江委員を指名します。

内藤委員、杉山委員は、よろしくお願いします。

それではこれより議事に入りたいと思います。

議事の（1）諮問、事務局より、市長からの諮問書の朗読をお願いします。

○国民健康保険担当（中丸）

お手元に、市長からの諮問書の写しを配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。

諮問書を読み上げさせていただきます。

令和7年度南アルプス市国民健康保険税率等について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

諮問事項1「国民健康保険税率等の改定について」

それでは、資料1の1ページをお願いいたします。

「国民健康保険事業の現状について」①国保加入者の推移になります。

左のグラフをご覧ください。

令和元年から令和5年までは、年度の平均加入者数になります。

令和6年度と7年度は、コーホート推計値を用いた年度平均の見込みになります。
年々右肩下がりとなっております。
令和5年度の平均加入者数は1万4,216人に対しまして、令和6年度の見込みは1万3,555人で、加入者数は661人減少を見込んでおります。
令和7年度も加入者数は268人減少するという見込みになっております。
続いて右の年齢層別被保険者数のグラフをご覧ください。
令和6年12月末の年齢別のグラフになります。
12月末の被保険者数は1万3,507人。うち60歳以上が7,584人となっております。
全体の56%という形になっております。
棒グラフの下は、後期高齢者医療制度へ移行する予定者数になっております。
毎年800人程度の方が移行していく見込みとなっております。
次に、下段の②医療費負担金・保険税の推移をご覧ください。
令和4年度の医療費は、新型コロナウイルスの受診控えの反動から一時的に増加傾向でありました。
その後は令和3年度並みに戻り、48億円台という支出になっております。
続いて、保険税になります。
年々加入者の減少に伴って、減少してきております。
令和元年度から令和6年度の6年間で、2億5,000万円の調定減という形になっております。
近年の状況から令和7年度予算は3,000万円の減収を見込んでおります。
今後も、税収に関しては、加入者の減少により減収になる見込みとなっております。
次に、2ページ目をご覧ください。
「事業費納付金について」
1 納付金の概要をご覧ください。
納付金の仕組みは平成30年度から始まっております。仕組みに関しまして変更はありませんので、ポイントのみ説明させていただきます。
図の流れをご覧ください。
①納付金の決定。県は山梨県全体の医療費の見込みなどから、各市町村が県に納めるべき納付金の額を算定します。
次に、標準保険税率の掲示をします。
納付金を納めるための財源である国保税を算定いたします。
②国保税の賦課。市は県から示された標準保険料率を参考に、保険税率を決定し、被保険者に賦課し通知にてお知らせをいたします。
③保険税の支払い。被保険者は市に保険税を納付いたします。
④納付金の支払い。市は、被保険者の皆様が納付していただいた保険税を財源とし、県に納付金を納付いたします。
県は、その納付金を財源として市町村に医療費を支払うための交付金を交付いたします。
これが、事業費納付金の一連の流れになります。
以下、2 納付金の算定、並びに3 市町村の納付金の算定方法は、県での作業となりますので、今回の説明は省略させていただきます。

3ページ目をお開きください。
③事業費納付金の推移です。
表の令和7年度総額欄をご覧ください。
令和7年度に関しては、まだ確定の数字ではなく、概算であります。
総額で19億8,513万6,164円。令和6年度と比較しまして、約800万円の減額となっております。
医療費の伸びは落ち着き、若干でありますが、減額となっております。
総額の左側、うち調整措置額については、平成30年度の制度改正により負担が急激に増加しないための措置となっておりました。こちらは令和5年度で措置が終わっております。
次に④1人当たりの事業費納付金に占める調定額の割合の表をご覧ください。
事業費納付金は暫定数字ではありますが、令和7年度の1人当たりの納付金は14万9,404円、今年と比べまして、2,343円の増額となります。
事業費納付金の総額は減額となりましたが、加入者の減少により、1人当たりの負担は増加しております。
1人当たりの納付金に占める国保税の調定は67.3%となり、年々比率が下がってきている状況であります。
続いて4ページ目をご覧ください。
次は⑤標準保険料率の推移になります。
先ほどお話をさせていただきましたが、市町村が納付金を納めるために、県が試算した税率となっております。
この税率と、南アルプス市の現行税率を比較しております。黄色いところになります。
現行税率は、すべてにおいて県の算定した税率を現在下回っております。
県が示した税率より南アルプス市の保険税の方が安くなっております。
この国保の税率についても、現在県内で話し合いが進められておりますが、令和12年を目途に県内で統一をしていこうということで話し合いが始まっております。
続いて5ページ目をご覧ください。
国民健康保険特別会計の決算状況になります。
下から2行目の令和6年度3月補正案になりますが、歳出歳入の合計は71億6,204万5,000円を見込んでおります。
令和4年度までの数年間は黒字でありました。その間は基金を積み立てることができました。
しかし、令和5年度は歳出が歳入を上回り、基金の取り崩しを行いました。
令和6年度の3月補正案及びに令和7年度の当初予算案でも基金を繰り入れて予算編成をしている状況であります。
令和6年度、令和7年度も単年度収支が赤字になるというような見込みになっております。
次に下の円グラフをご覧ください。
⑥国民健康保険特別会計の当初予算案の状況です。
主な内訳を説明させていただきます。円グラフの右側の歳出をご覧ください。

医療費の保険者負担分である、保険給付費が49億円で、全体の68.9%。県へ納付する事業費納付金が19億8,000万円で、27.9%になります。

歳出全体の96.8%が保険給付費と事業費納付金になります。

続いて円グラフの左側の歳入でございます。

国保税が13億1,000万円、18.5%、県からの支出金が49億9,000万円で、70.1%になります。

県からの支出金のうち、医療費の支出に充てる保険給付費の交付金が約48億8,000万円になっております。

なお、歳入の財源不足については、基金から約2億5,000万円の繰入をした予算計上を考えております。

総額で、71億2,327万2,000円となります。

続いて、6ページ目をご覧ください。

「令和7年度の国民健康保険税率（案）について」

こちらは事務局の案という形で示させていただきます。

令和7年1月21日に県から示されました令和7年度の納付金の概算の総額は約19億8,000万円で、本年度の納付金を約800万円下回りましたが、1人当たりの納付金の負担は微増しております。

近年は、被保険者数の減少で保険税の収入が減少傾向であります。

令和5年度は、財政調整基金を1億円取り崩し、令和6年度も約1億円の取崩しを予定しております。

令和6年度末の基金残高は約8億円の見込みになります。

また、令和7年度当初予算案について、約2億5,000万円の基金を繰り入れた予算編成をしていることから、本来であれば、保険税の引き上げを検討するべきところであります。

しかしながら、近年の物価高騰等の影響もあり、国保税の引き上げについては、市民生活にも多大な影響があると考えます。

また、国保税率について、令和12年度を目途に、県内統一をする動きもあることなどから、引き上げについては慎重になるところであります。

今後は、被保険者数の減少による歳入の減少や医療給付費の動向にも注視し、保険税の引き上げによる被保険者への急激な負担増となることがないように、基金を活用しながら、国保事業の運営をしていくことが重要と考えます。

以上のことから、令和7年度南アルプス市国民健康保険税率等については、現行税率を据え置き、不足が生じた場合は、基金を取り崩し、充当することが適当であると考えます。

以上で、諮問、令和7年度国民健康保険税率等についての事務局案の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○会長（有野守代）

はい。

ただいま事務局より説明がありました。

これにつきまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

どうでしょうか、よろしいでしょうか。

はい。

○被保険者代表（清水栄男）

被保険者代表の清水といいます。

来年度の保険税率の件ですけども、この事務局の案にもありますように、今年度税率を据え置くということに、私は賛成いたします。

近年テレビ放送で、高齢者の社会保険料が大きな負担となっていることが伝えられております。

このような中で、国保税を上げるということは大変負担が大きくなるということで、この据え置きに賛成したいと思います。

ただ、この案の最後の方にありますように、被保険者の急激な負担増となるようなことがないように、ぜひ健全な運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（有野守代）

ありがとうございます。

事務局の方何かございますか。

○国民健康保険担当（中丸）

令和 12 年度、県内で税率を統一する方向で話し合いが進んでいますが、最終的な税率をどこに合わせてくるのか。南アルプス市の税率が今現在低いのか高いのかなど、算定方式がまちまちでなかなかはっきりしてこないというような状況です。

ただ、今年度、来年度、再来年度で、県も含めて事務のすり合わせを行っていきますので、統一したときの税率が見えてきたところで、本市の税率を考えていけたらと思っております。

基金も、今のところは余裕あるが、やはり使い出すとすぐなくなってしまうので、慎重に予算を執行しながら、また、補助金等も見落としがないように、国・県から確実に歳入をいただきながら運営の方をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長（有野守代）

今、事務局の方から今後の運営につきましても説明ありましたが、清水委員よろしいですか。

その他にご意見等ございますか。

ないようですので、他にご意見がなければ、諮問、令和 7 年度国民健康保険税率等について、答申をまとめたいと思います。

現状において歳出の事業費納付金は、若干ですが減額予定となりました。

しかし、歳入の保険税等においては減収となり、財源不足が生じる見込みでございます。

本来であれば、保険税の引き上げを検討するところではありますが、近年の物価高騰の中、国保税の引き上げについては、市民生活にも多大な影響がありますので、基金を活用しながら、現行税率を据え置くことが適当であると考えられます。

よって、諮問、令和 7 年度国民健康保険税率等については、現行税率を据え置くこと、と答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長（有野守代）

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、そのように決します。

それでは、以上によりまして、現行税率を据え置くこと、と答申いたします。

なお、答申書の内容につきましては、正副会長に一任とさせていただきます。

次に、議事の（2）データヘルス計画に沿った事業の取り組みについて、事務局より説明願います。

○特定健診・特定保健指導担当（志村）

引き続きまして、資料2の方をご覧いただきたいと思います。

私、特定健診・特定保健指導の担当の志村と申します。

本日は、南アルプス市データヘルス計画に沿った事業の取り組みについてお話をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。

本日お伝えする内容ですが、1．疾病分類別医療費の状況について、2．重点対策に対する取り組みと課題についてお伝えいたします。

3ページをご覧ください。

疾病分類別医療費の割合になりますが、入院外来を合わせたものになります。

経年、上位1位は、慢性腎臓病、2位は糖尿病になります。

令和5年度につきましては、10位が乳がんとなっております。

4ページ目をご覧ください。

本市の医療費割合の上位は、慢性腎臓病及び糖尿病であることをお伝えさせていただきました。

左のグラフは、患者千人当たりの糖尿病患者数になります。

本市は、県、国より患者数が多い状況が経年続いております。

右のグラフにつきましては、糖尿病性腎臓病患者数の推移になりますが、こちらは県が高く、次いで本市になっております。

こちらの方も経年同じ傾向を示しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらの方は、国保加入者の方の透析患者数及び新規透析患者数の推移になっております。

透析患者数は令和3年度、令和4年度に75人、令和5年度につきましては、若干減り73人です。

新規透析患者数は、令和2年度17人でしたが、令和5年度は9人でした。

新規透析患者数を、レセプトで「糖尿病あり」で確認をすると、半数以上が糖尿病に起因した透析となっております。

令和6年4月1日の腎臓機能障害1級認定者は209人。

令和5年度、腎臓病での更生医療の新規申請者は19人でした。

透析治療の1人にかかる年間医療費は500万円から600万円と言われております。

本市の国保加入者の73人の透析治療費は、1人当たり500万円として計算しますと、

年間3億6,500万円の医療費がかかることになります。
医療費の抑制のため、糖尿病患者さんが透析治療に移行しないため、糖尿病重症化予防対策は、本市が取り組む優先事業になると考えております。
6ページをご覧ください。
疾病分類別医療費の状況についてお伝えしました。
その中で、本市が取り組むべき重点事業についてお話させていただきます。
取り組むべき事業については、データヘルス計画及び特定健康診査実施計画に基づいて進めております。
7ページをご覧ください。
こちらは計画の、ダイジェスト版になります。
赤枠①が、特定健康診査受診率向上対策の事業計画の概要になります。
赤枠②は、特定保健指導実施率向上対策に向けた事業計画の概要になっております。
赤枠③については、糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防対策に向けた事業計画、概要となっております。
赤枠④につきましては、生活習慣病予防対策事業計画の内容になっております。
これらの計画に沿って事業を展開させていただいております。
続きまして、8ページをご覧ください。
特定健診受診率の年次推移になっております。
先ほどもお話しましたが、国保の被保険者数は年々減少傾向であり、折れ線グラフの上の方に示す特定健診の対象者数も減少しております。
しかし、本市の特定健診の受診率は、県の受診率より高く、県下の13市の中でも、高い受診率で推移しております。
令和2年度につきましては、コロナ禍で受診控えがあり、一旦受診率が低下しましたが、その後は上昇傾向にあります。
本市の受診率向上の取り組みとしまして、受診率が低い40歳から59歳男性で、過去に受診歴のある未受診者に受診勧奨通知の送付、健診申し込みがある未受診者に受診勧奨通知の送付、かかりつけ医からの情報提供等の取り組みを実施し、受診率の向上に向けた対応を行っております。
こちらの方で示す令和5年度の受診率58.1%の健診の内訳になりますが、巡回健診での受診率が59.8%、個別及び人間ドックの健診による受診率が36.8%、かかりつけ医からの情報提供につきましては、3.4%でした。
地道な対応が受診率向上に繋がっていると考えております。
ちなみに、令和5年度のかかりつけ医からの情報提供ですが、対象者1,140人に通知の送付をさせていただいて、215通情報提供の回答がありました。
令和6年度につきましては、かかりつけ医の通知は1,240通送付をさせていただいております。
現在、医療機関から返書が戻ってきており、対応中です。
9ページをご覧ください。
左の棒グラフは、特定保健指導終了率になります。
積極的保健指導及び動機付け保健指導の国で示す法定報告の実績になっております。
巡回健診の結果で、動機付け保健指導該当者については、市の専門職が直営で指導

を実施しております。

巡回健診の結果で、積極的保健指導該当者につきましては、健診委託先の厚生連にお願いしております。

施設内健診、ドックの保健指導につきましても、厚生連、富士川病院、甲府共立病院、山梨病院、クアハウス石和に委託をしております。

本市は、動機付け保健指導を直営で実施しており、3ヶ月後の状況をアンケートで確認し、アンケートの返書がないものにつきましては再通知、それでも返書のないものにつきましては電話で追跡を行い、終了率の向上に向けて対応しております。

右のグラフになります。メタボ及び予備軍の該当者になりますが、令和2年度以降該当者は3割を超えている状況が続いております。

10ページをご覧ください。

糖尿病重症化予防個別支援事業になります。

Ⓐ医療機関未受診者への受診勧奨及び保健指導は、健診結果が高血糖だが、医療機関未受診者の方に対して、早めに医療機関の受診につなげること。また保健指導により生活習慣の改善を図るよう、対応させていただいております。

対象者につきましては、巡回健診受診者で資料の①②③の該当者となっております。

この事業については、令和5年度、該当が20人おり（うち75歳が5人）、8名の方が医療機関を受診していただくことに繋がりました。関わるおよそ4割の方に受診していただくことができました。

令和6年度につきましては、16人該当者がおりまして、現在対応中になっております。

11ページをご覧ください。

Ⓑ高血糖要精密検査受診勧奨ということで、こちらの方は市の重点目標にもなっております。

糖尿病の発症、重症化予防を防ぐため、健診結果で精密検査や治療が必要な者に、医療機関への受診を促し、健診後のフォローを実施します。

対象者につきましては巡回健診受診者で、精密検査（D判定）、要治療者（E判定）の者で、結果返却後に一定期間が経過しても精密検査の返書が医療機関からなく、未受診と思われる方を対象にフォローを行っております。

令和5年度につきましては、166名が対象となっておりましたが、うち未受診者が80名おりまして、追跡をさせていただいて、精検受診率が69.88%でした。

令和6年度につきましては、179名が対象になっており、未受診者98名を現在追跡予定とさせていただいております。

令和6年度の目標につきましては、72%を目標に、今取り組んでいるところになります。

追跡方法につきましては、1月末から2月にかけて受診勧奨通知の発送、返信のないものについては電話にて、再勧奨を実施していく予定になっております。

12ページをご覧ください。

生活習慣病予防対策につきましては、健康増進課と共同で取り組んでおります。

健診結果説明会、令和6年度は37回実施しております。

糖尿病予防教室、糖尿病重症化予防教室、これにつきましても、今年度は2月・3月

に実施する予定になっております。

慢性腎臓病予防教室も、今から実施する予定とさせていただいております。

糖尿病予防教室につきましては、糖尿病の専門医の、山梨大学医学部付属病院の土屋先生と、市内のハートクリニックゆたかの齊藤先生にお願いをして、9月に生活習慣病に関連したセミナーを実施させていただいております。

糖尿病重症化予防個別支援事業につきましても、健康増進課の専門職と一緒に取り組みをさせていただいているところになります。

事業の課題になりますが、健康無関心層へのアプローチ、健診や医療に繋がることなく、合併症を発症してから医療にかかる方が事例としてあります。

未治療者へのアプローチ、受診勧奨しても自覚症状がない方については、なかなか受診に繋がらないという事例があります。

コントロール不良者へのアプローチ、健診受診者へ保健師、栄養士による保健指導を実施していますけれども、かかりつけ医の治療方針や生活上の留意点等を確認した上での指導ができていないことで、うまくコントロールができない住民の方もいます。

13ページをご覧ください。

本市は様々な保健事業を行い、糖尿病の予防と重症化予防に取り組むことで、健康寿命のさらなる延伸と健康格差の解消に向けて事業を実施しております。

健康になれる環境づくり、普及啓発、行動変容につなげる取り組みの3本の柱で、これからも保健事業を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○会長（有野守代）

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に議事の（3）その他ということですが、事務局からお願いします。

○国民健康保険担当（中丸）

それでは最後に資料3という1枚ものをご覧いただければと思います。

こちらは国民健康保険税の課税限度額の見直し、及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の所得の見直しになっております。

この資料は、令和 7 年度税制改正の概要で厚生労働省が出している資料になります。

1の大綱の概要を簡単に説明させていただきます。

Ⅰ、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行65万円）、

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行24万円）に引き上げる。

こちらは計3万円、国保税の上限が上がるという形になっております。

ただ、引き上げというと、負担が増えるというようなイメージになりがちですけれども、賦課限度額を引き上げると、高所得者の方は負担が引き上げになりますが、中間所得層の負担を抑えられるという効果になっております。

図の、右側の黒い点線ですが、こちらは、課税限度額を上げる前、実線は課税限度額を上げた場合になります。

この真ん中のところが中間所得層になりますので、こちらの負担を下げるために、高所得者の方は若干負担が増えまが、中間の所得層の負担を減らすという形で国が今検討をしております。

上のⅡに戻っていただきまして、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額を、30万5,000円（現行29万5,000円）に引き上げる。

②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額を、56万円（現行54万5,000円）に引き上げる。

これにつきましては、経済の動向等に合わせて軽減する算定の額を見直すというものになります。

こちらについても、引き上げる、と書かれているので負担が大きくなると思ってしまいますが、そうではなく、低所得者層の保険税を軽減する範囲の見直をすることで、より救えるような改正になっております。

国が現在検討しているということで、税制改正の資料にありましたので、今日、資料3ということでお持ちさせていただきました。

この2点が、令和7年度の税制改正案です。もし、今後、国で政令等の改正が行われる場合は、本市においても、速やかに条例等の見直しを考えていきたいと思っております。

以上、簡単ではありますが説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○会長（有野守代）

はい。

それではこの資料3につきまして今説明がありましたが、委員さんの方で何かご意見ご質問がありましたらお願いします。

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○進行（勝俣課長）

以上で本日の議事が終了しました。

有野会長ありがとうございました。

次に次第の5、その他になります。

委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、事務局の方からご連絡をさせていただきます。

次回の協議会についてですが、本年度の本運営協議会は本日で終了となります。

現在の委員の皆様には、令和7年5月までで3年の任期が終了をいたします。

本日以降、任期まで、今のところ会議の予定はありませんので、本日の会議が最後となります。

これまで、国民健康保険の運営に対して、貴重なご意見やご審議をいただき、ありがとうございました。

来年度の委員の方の委嘱に際しましては、新年度になりましたら、改めてお願いする予定であります。

引き続き再任をお願い申し上げる場合もあるかもしれませんが、その節はよろしくお願いいたします。

委員の皆様の報酬についてです。

委員の皆様の今回の報酬につきましては、2月中にお支払いを予定しております。

本年中に開催した分の支払いにつきましては、令和8年1月ごろに、令和7年分の源泉徴収票をお送りしますので、先になりますが、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上となります。

次第の6、閉会になります。

閉会の言葉を横内副会長さんにお願いしたいと思います。

横内副会長さんよろしくお願いいたします。

○副会長（横内里花）

はい。

本日は寒い中、お疲れのところご苦労様でございました。運営協議会の資料等もありがとうございます。

まだまだ勉強不足のところがありますが、私は食生活改善推進員会におりまして、少しでもご協力できればと、生活習慣病予防対策等の食事や運動等の研修をし、会員全員でそれを地域の方へ伝達をしています。

今後も市民の皆様の健康に繋がるように努めて参ります。

それでは、令和6年度第2回南アルプス市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

お気をつけてお帰りください。

閉会　　午後　8時　5分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和　　年　　月　　日

国民健康保険事業
運 営 協 議 会 長

会議録署名委員

会議録署名委員